

第三国定住事業の概要

平成31年4月
外務省

第三国定住とは

- ◆難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えること

第三国定住の意義

- ◆自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つ
- ◆国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担分担の適正化の観点から第三国定住を重視し、我が国を含む各国に対してその受入れを要請
- ◆国際貢献及び人道支援の観点から実施
- ◆我が国はアジア初の第三国定住による難民の受入れ国

政府の受入れ体制

- ◆内閣に設置された難民対策連絡調整会議の構成省庁において、難民の受け入れ事業を実施

※「難民対策連絡調整会議」構成省庁：内閣官房、総務省、警察庁、法務省、外務省、文科省、厚労省等

事業概要

- ◆平成20年12月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議の決定に基づき3年間のパイロット事業として平成22年度より開始（その後平成24年3月に2年間の延長が決定）
- ◆平成22年度から同26年度までの5年間は、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民が対象。平成27年度より、マレーシアに滞在するミャンマー難民及びパイロット事業で受入れたタイの難民キャンプに滞在する難民の親族が対象。

- ◆受入れ人数は約30人／年

平成22年から平成30年度までに実際に受け入れた人数

	受入年度	受入人数(家族数)	当初の定住先
第1陣	平成22年	27人(5家族)	三重県鈴鹿市(3家族) 千葉県東金市(2家族)
第2陣	平成23年	18人(4家族)	埼玉県三郷市
第3陣	平成24年	0人(難民側の意向により辞退)	
第4陣	平成25年	18人(4家族)	埼玉県春日部市
第5陣	平成26年	23人(5家族)	千葉県千葉市
第6陣	平成27年	19人(6家族)	千葉県千葉市
第7陣	平成28年	18人(7家族)	千葉県千葉市
第8陣	平成29年	29人(8家族)	広島県呉市(5家族) 神奈川県藤沢市(3家族)
第9陣	平成30年	22人(5家族)	兵庫県神戸市

- ◆これまでは首都圏を中心としてきたが、今後は、全国規模での難民への理解促進等の観点から首都圏以外の自治体への定住を積極的に検討。

定住先の主な要件は、①難民を雇用する職場、②難民の収入に見合った住居、③(幼児がいる難民家族について)入所可能な保育所④日本語学習環境があること、⑤自転車又は公共交通機関で生活が可能であること。

第三国定住難民への支援概要

平成31年4月
外務省

出国前支援（マレーシア・約3週間・国際移住機関(IOM)に委託して実施）

- 現地での健康診断
- 出国前研修（生活オリエンテーション及び日本語教育）
- 我が国到着までの渡航支援



定住支援プログラム(東京・約180日・(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施)

- 日本語教育 572授業時間（1授業時間45分）
日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語能力の習得
- 生活ガイダンス120授業時間（1授業時間45分）
日本の社会制度や習慣、マナー、安全管理・健康管理、日常生活、近所付き合い、学校・保育所との連絡など日本での生活を始める上で必要となる最低限の知識の習得
- 就労先のあっせん等
職場見学・職場体験などの実施。

日本語教育



定住後のフォローアップ（定住先・アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施）

- 生活相談員及び通訳による生活上の各種サポート（学校の連絡事項、公共料金、家計管理等）
- 地域定住支援員による自立のための助言・指導
- 職業相談員による就労面でのサポート（職場適応訓練の実施 職場訪問による定着指導）
- 日本語学習を継続するための仕組みの提供
- 各国語による生活ハンドブック・医療用語集、日本語教材等の無償供与